B　総会及び理事会は、この憲章に従いその任務を遂行するために必要と認める補助組織を設置することができる。ただし、理事会による設置については、総会による承認を条件とする。

第九条　総会

A

1　総会は、機関の最高組織とする。

2　総会は、この憲章が対象とする事項又はこの憲章に規定する組織の権能及び任務に関する事項について討議することができる。

3　総会は、2に規定する事項について、次のことを行うことができる。

(a)　決定を行い、及びこの憲章に規定する組織に対して勧告を行うこと。

(b)　加盟国の要請に応じ、当該加盟国に対して勧告を行うこと。

4　総会は、さらに、理事会における検討事項を提案する権限を有し、並びに理事会及び事務局に対し、機関の任務に関する事項について報告を要請する権限を有する。

B

総会は、機関のすべての加盟国によって構成される。総会は、別段の決定を行う場合を除くほか、毎年通常会期として会合する。

C

総会は、各加盟国の一人の代表から成る。代表は、代理及び顧問を帯同することができる。代表団の参加の費用については、各加盟国が負担する。

D

総会の会期は、総会が別段の決定を行う場合を除くほか、機関の所在地で開催される。

E

総会は、各通常会期の始めに、地理的に衡平に代表されるよう考慮しつつ、議長及び必要な他の役員を選出する。これらの者は、次の通常会期において新たな議長及び他の役員が選出されるまで在任する。総会は、この憲章に従いその手続規則を採択する。

F

機関の各加盟国は、第六条Cの規定に従うことを条件として、総会において一の票を有する。総会は、出席し、かつ、投票する加盟国の単純多数による議決で手続問題についての決定を行う。実質事項についての決定は、出席する加盟国のコンセンサス方式によって行う。コンセンサスに達することができない場合において、この憲章に別段の定めがある場合を除くほか、反対する加盟国が二を超えないときは、コンセンサスに達したものとみなす。実質事項であるか否かについて問題が生ずる場合には、総会に出席する加盟国のコンセンサス方式（コンセンサスに達することができない場合において、反対する加盟国が二を超えないときは、コンセンサスに達したものとみなす。）により別段の決定を行うときを除くほか、実質事項として取り扱う。

G

総会の定足数は、機関の加盟国の過半数とする。総会は、出席する加盟国のコンセンサス方式により、次のことを行う。

1　理事会の構成員を選出すること。

2　通常会期において、理事会が提出する機関の予算及び作業計画を採択し、並びに機関の予算及び作業計画の修正について決定する権限を行使すること。

3　機関の財政方針の監督、財政規則その他の財政事項に関する決定を行うこと及び会計検査専門家を選任すること。

4　この憲章の改正を承認すること。

5　補助組織の設置を決定し、及びその付託条項を承認すること。

6　第十七条Aの規定に従い、投票の許可を決定すること。

H

総会は、出席する加盟国のコンセンサス方式（コンセンサスに達することができない場合において、反対する加盟国が二を超えないときは、コンセンサスに達したものとみなす。）により、次のことを行う。

1　必要な場合には、加盟の申請について決定すること。

2　理事会が提出する総会及び理事会の手続規則を承認すること。

3　年次報告書その他の報告書を採択すること。

4　この憲章の範囲内の問題又は事項について協定の締結を承認すること。

5　追加的な事業について加盟国間に意見の相違がある場合には、第五条Bの規定に従って決定すること。

I

総会は、出席する加盟国のコンセンサス方式により、機関の所在地を指定し、及び事務局の事務局長（以下「事務局長」という。）を任命する。コンセンサスに達することができない場合には、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で所在地を指定し、及び事務局長を任命する。

J

総会は、適当な場合には、その第一回会期において、FからIまでに規定する事項に係る投票手続に従い、準備委員会が行う決定並びに同委員会が作成する協定案、規則及び指針を検討し、承認する。

第十条　理事会

A

理事会は、総会が選出する少なくとも十一人の、かつ、二十一人を超えない機関の加盟国の代表により構成される。十一人以上二十一人以下の代表の具体的な人数は、理事会の構成員の毎回の選出の始めに機関の加盟国の数を基礎として切り上げて算定される加盟国の三分の一に相当する人数とする。理事会の構成員については、開発途上国及び先進国の効果的な参加を確保するため、並びに公正かつ衡平な地理的配分及び理事会の作業の実効性を達成するため、総会の手続規則に規定するところにより、加盟国間の交替を前提として選出する。理事会の構成員は、二年の任期で選出される。

B

理事会は、半年ごとに会合し、その会合は、理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、機関の所在地で開催される。

C

理事会は、各会合の開始時に、次の会合までの期間のため、その構成員のうちから議長及び必要な他の役員を選出する。理事会は、その手続規則を作成する権利を有する。当該手続規則は、承認を得るため、総会に提出しなければならない。

D

理事会の各構成員は、一の票を有する。理事会は、その構成員の単純多数による議決で手続問題についての決定を行う。実質事項についての決定は、構成員の三分の二以上の多数による議決で行う。実質事項であるか否かについて問題が生ずる場合には、理事会がその構成員の三分の二以上の多数による議決で別段の決定を行うときを除くほか、実質事項として取り扱う。

E

理事会は、総会に対して責任を負う。理事会は、この憲章に基づき与えられる権能及び任務並びに総会によって委任される任務を遂行する。理事会は、これらを遂行するに当たり、総会の決定に従い及び総会の勧告に十分な考慮を払って行動し、並びにこれらの決定及び勧告の適切かつ継続的な実施を確保する。

F

理事会は、次のことを行う。

1　加盟国間の協議及び協力を促進すること。

2　機関の作業計画案及び予算案を検討し、総会に提出すること。

3　総会の会期のための準備（議題案の作成を含む。）について承認すること。

4　次条E3の規定に従って事務局により作成される機関の活動に関する年次報告案及び同様に作成される他の報告を検討し、総会に提出すること。

5　総会が要請するその他の報告を作成すること。

6　総会が事前に承認することを条件として、機関に代わって、国、国際機関及び国際団体と協定又は取決めを締結すること。

7　総会が採択する作業計画が、事務局により及び採択される予算の範囲内で実施されるため、当該作業計画を具体化すること。

8　総会による検討のため、総会に事項を付託する権限を行使すること。

9　必要な場合には第八条Bの規定に従って補助組織を設置し、その付託条項及び存続期間を決定すること。

第十一条　事務局

A

事務局は、総会、理事会及びこれらの補助組織が任務を遂行するに当たり、総会、理事会及びこれらの補助組織を補佐する。事務局は、この憲章に基づいて与えられるその他の任務及び総会又は理事会によって委任される任務を遂行する。

B

事務局は、事務局の長であり、かつ、首席の管理職員である事務局長及び必要な職員によって構成される。事務局長は、理事会の勧告に基づき四年の任期で総会によって任命される。その任期は、一回に限り更新することができる。

C

事務局長は、特に、事務局の職員の任命、組織及び任務につき総会及び理事会に対して責任を負う。職員の雇用及び勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能率、能力及び誠実性を確保することの必要性に最大限の考慮を払う。特に、開発途上国が十分に代表されることを考慮に入れ、また、男女間の均衡に重点を置き、主として加盟国から、及びできる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することが重要であることについて、十分な考慮を払う。予算の作成に当たり、職員の採用の提案においては、事務局の責任を適切に遂行するために職員の数を必要な最小限度に保つという原則を指針とする。

D

事務局長又はその指名する代表は、総会及び理事会のすべての会合に投票権なしで参加する。